

平成29年3月31日
文 部 科 学 省
初等中等教育局児童生徒課

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」の策定に向けた意見募集の結果について

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」の策定に向け、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針骨子」について、平成29年2月15日から平成29年2月28日までの期間、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。その結果、電子メール・郵便・ファックスを通じて、合計122件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見	文部科学省の考え方
1. 教育機 会の確保等 に関する基 本的事項に ついて	子供の年齢や国籍によって不利な 取り扱いが起きないように、外国籍の 子供たちへの対応について明示すべ き。	御意見を踏まえ、就学に課題を抱 える外国人の子供に対する配慮の必 要性について、1. (3)に記載い たしました。
	子供の意思を第一に尊重してほし い。	支援の際は不登校児童生徒の意思 を尊重することについて、基本指針 骨子にも記載していたところですが、 御意見を踏まえ、1. (3)、 2. (2)①(ア)及び(イ)に記 載いたしました。
2. 不登校 児童生徒等 に対する教 育機会の確 保等に関す る事項につ いて	「不登校が生じないような学校づ くり」という表現は、不登校を問題 行動とみる見方に通じる恐れがあり、 不適切ではないか。	御意見を踏まえ、「魅力あるより 良い学校づくり」という表現に、2. (1)①において修正いたしました。
	保護者への情報提供を追記してほ しい。	御意見を踏まえ、保護者への情報 提供について、2. (2)②(カ) 及び4. (5)に記載いたしました。
	休養の必要性について記載してほ しい。	御意見を踏まえ、休養の必要性を 踏まえた支援について、2. (2) ②(エ)に記載いたしました。
	多様な教育機会のあり方を認め、 無理に学校に戻すのではなく、学校 以外でも豊かな生活を送れるよう、 環境を整備してほしい。	多様な教育機会の確保について、 基本指針骨子にも記載していたところ ですが、御意見を踏まえ、教育委 員会・学校と民間の団体の連携等 による支援や家庭にいる不登校児童 生徒に対する支援、多様で適切な学 習活動の重要性等について、2. (2) ②(イ)、(ウ)及び(エ)に記載 いたしました。
経済的支援を充実してほしい。	御意見を踏まえ、経済的支援につ いて、2. (2)②(オ)に記載い たしました。	

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項について	自主夜間中学について明記してほしい。	御意見を踏まえ、いわゆる自主夜間中学について、3. (1) ③に記載いたしました。
	夜間中学についての広報を行ってほしい。	御意見を踏まえ、広報活動について、3. (1) ①及び4. (2)に記載いたしました。
	協議会活用のための支援を実施してほしい。	御意見を踏まえ、協議会の設置・活用の推進について、3. (1) ①に記載いたしました。
	経済的支援や学校設備の整備について記述してほしい。	御意見を踏まえ、必要な環境整備の推進などについて、3. (2)に記載いたしました。
	個々の生徒のニーズや実情に応じた教育を行うことについて記載してほしい。	御意見を踏まえ、既存の夜間中学等における教育活動の充実について、3. (1) ②に記載いたしました。
	日本語学習支援の必要性や外国人への対応について明記してほしい。	御意見を踏まえ、日本語指導の充実や本国において義務教育を修了していない外国籍の者の受入れについて、3. (1) ②及び(2)に記載いたしました。
4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項について	教職員研修を実施してほしい。	御意見を踏まえ、教職員の研修の充実や教員養成について、4. (3)に記載いたしました。
5. その他	衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の附帯決議を尊重し、内容を盛り込んで欲しい。	基本指針については、平成28年11月18日に衆議院文部科学委員会及び平成28年12月6日に参議院文教科学委員会において付された附帯決議の趣旨を踏まえ、策定いたしました。